

# 株式会社三景等に対する買取決定について

平成17年2月14日  
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という）は、下記の対象事業者について、平成16年11月30日に株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行っていましたが、本日、法第25条第1項に規定する買取決定を行いました。

\*「買取決定」とは、必要な関係金融機関と機構との間で、  
関係金融機関から機構への時価での債権の売却、  
関係金融機関における金融支援（債権放棄を行い残債を引続き保有したり、債務の株式化（DES）を行ったりすること）  
のいずれかについての合意が整い、対象事業者の事業再生計画を予定どおり進められることが確実になった時点で機構が行う決定です。

## 1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社三景、株式会社大喜、株式会社三景フェニックス、  
株式会社サンジェル、株式会社大珠、株式会社サンテックいわき、  
株式会社フクセン、株式会社三景サンテキスタイル、  
株式会社三翔テキスタイル、株式会社大景、株式会社三景物流、  
株式会社東京カジュアル、株式会社アルファ企画、  
株式会社三景ファブリック、株式会社大嶋、  
協同組合サンライン繊維グループ

## 2. 買取決定に係る金額等

- |                                      |                   |
|--------------------------------------|-------------------|
| ・対象事業者の債権の元本総額                       | 71,887 百万円（A）     |
| ・買取り（上記）に係る債権の元本額                    | 27,084 百万円（B）     |
| ・関係金融機関等において金融支援（上記）<br>等が行われる債権の元本額 | 44,803 百万円（A - B） |

\*上記の額は、実際の買取実行までの間に変更があり得ます。

## 3. 金融支援額

債権放棄額 26,575 百万円

\*支援決定時点からの変更はありません。

\*上記額は実際の買取実行までの間の担保物権売却等により変更があります。

4. 今後の予定

平成17年3月 債権放棄等実行

5. 主務大臣の意見

意見なし

6. 一般の債権の取扱い

一般の買取決定は、上述のとおり、関係金融機関等と機構との間の合意が整ったということの意味するものであり、関係金融機関等に係るもの以外の一般の債権については何ら影響を及ぼすものではありません。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437